

第7章 非行等問題行動

第1節 少年非行の概況

1. 少年非行の状況

昭和26年からの非行少年の検挙・補導数についてみると、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピーク、平成8年からは上昇に転じ高原状態で推移しています。平成23年中の状況をみると、県下で検挙・補導した非行少年等の数は6,831人で、前年より1,477人減少しました。14～19歳の刑法犯である犯罪少年は190人減少し675人、14歳未満の刑法犯である触法少年は9人減少し252人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は18人増加し55人でした。また、ぐ犯・不良行為少年は1,296人減少し5,859人の補導となっています。

用語の概念

犯罪少年とは……………14歳以上20歳未満の少年で、罪を犯した者（交通関係を除く。）

触法少年とは……………14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通関係を除く。）

ぐ犯少年とは……………20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

不良行為少年とは……………20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者

刑法犯少年とは……………刑法に定める行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

特別法犯少年とは……………特別法令に違反する行為をした犯罪少年および触法少年（交通関係を除く。）

非行少年等とは……………刑法犯少年、特別法犯少年、ぐ犯少年、不良行為少年をいう。

凶悪犯……………殺人、強盗、強姦、放火をいう。

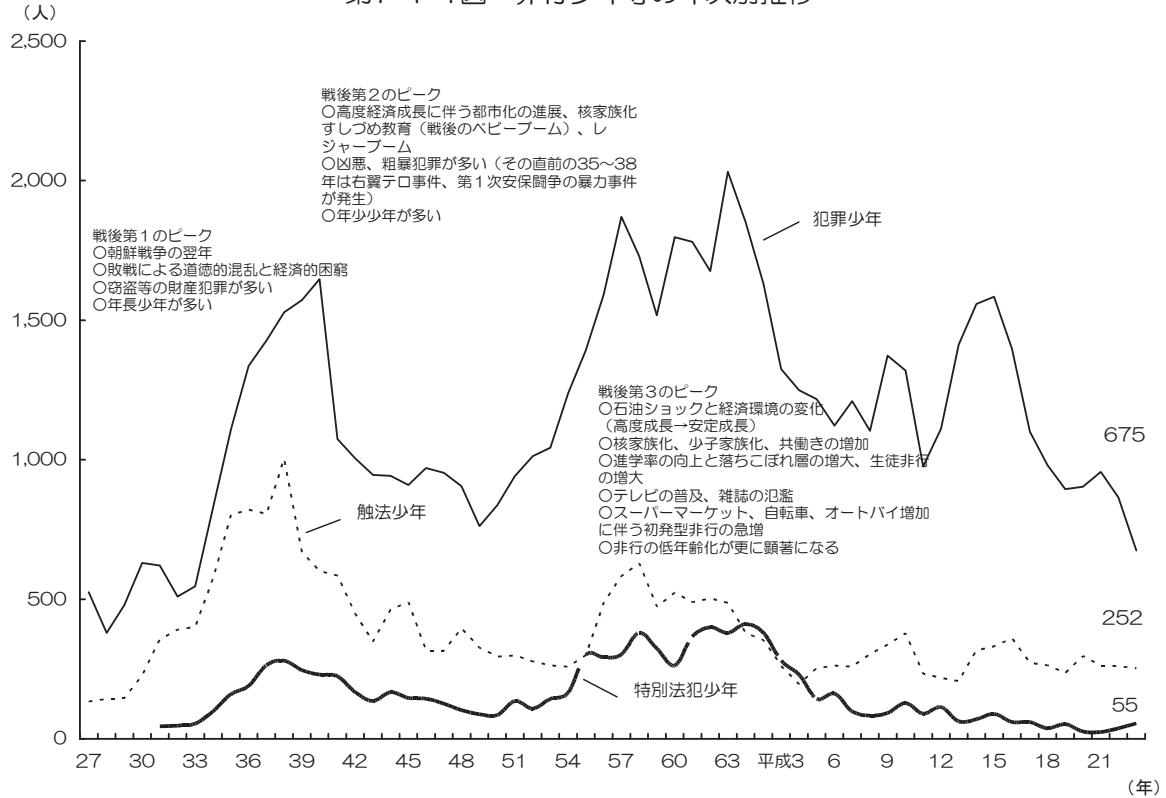
粗暴犯……………傷害、暴行、恐喝、脅迫をいう。

知能犯……………詐欺、横領、偽造をいう。

風俗犯……………と博、わいせつをいう。

少年人口……………平成23年10月1日を基準にした推計人口

第7-1-1図 非行少年等の年次別推移



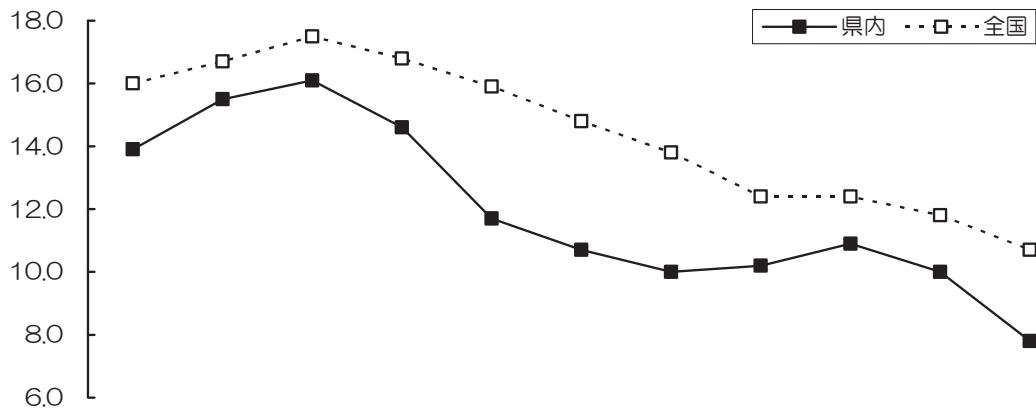
（備考）犯罪少年の昭和40年以前は、業務上過失犯（主に交通事故によるもの）を含む。
 特別法犯少年は、交通法犯を除く。

（資料）滋賀県警察本部少年課

2. 犯罪少年の人口比

14歳から19歳の少年人口1,000人中に占める犯罪少年の比率は、第7-1-2図のとおり推移して
 います。

第7-1-2図 犯罪少年の人口比



年次別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
県内	13.9	15.5	16.1	14.6	11.7	10.7	10.0	10.2	10.9	10.0	7.8
全国	16.0	16.7	17.5	16.8	15.9	14.8	13.8	12.4	12.4	11.8	10.7

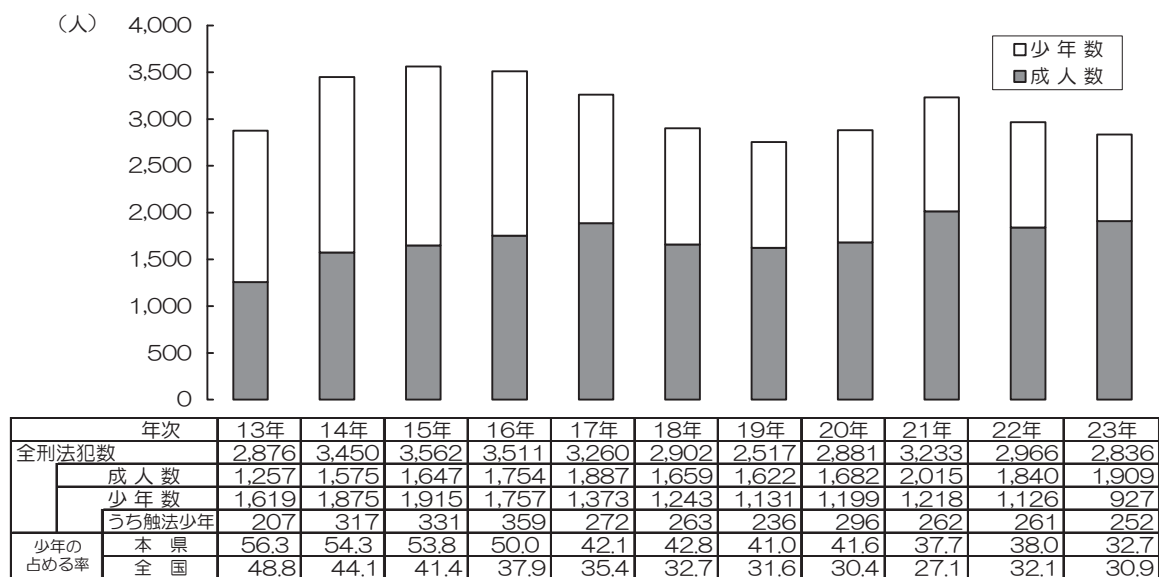
（資料）滋賀県警察本部少年課

第2節 刑法犯少年

1. 全刑法犯に占める少年の状況

平成23年中の刑法犯検挙・補導人員は2,836人で、このうち少年（触法少年を含む。）は927人で全体の32.7%を占め、前年に比較して5.3ポイント減少しています。

第7-2-1図 全刑法犯に占める少年の状況



（備考）刑法犯少年には犯罪少年と触法少年を含む。

（資料）滋賀県警察本部少年課

2. 罪種別刑法犯少年

平成23年中に刑法犯少年として検挙・補導した少年について、罪種別にみると万引き、自転車盗を中心とする窃盗が641人と全体の69.1%を占めています。

また、中学生・高校生が全体の73.5%を占めています。

第7-2-2表 罪種別刑法犯少年の状況（平成23年）

区分	単位（人）							合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	
凶悪犯	0	0	0	2	0	1	1	4
粗暴犯	0	2	58	17	1	19	9	106
窃盗犯	1	62	264	210	19	34	51	641
知能犯	0	2	0	3	1	0	6	12
風俗犯	0	1	3	4	2	0	1	11
その他	0	3	64	56	14	12	4	153
合計	1	70	389	292	37	66	72	927

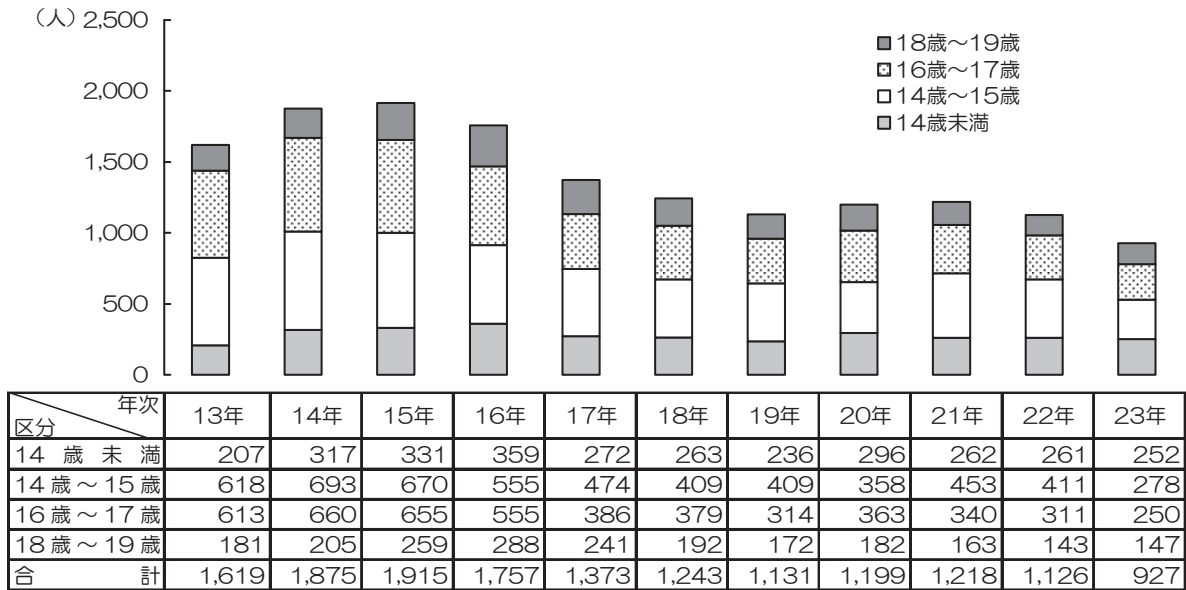
（資料）滋賀県警察本部少年課

3. 年齢層別刑法犯少年

刑法犯少年は、平成15年をピークに減少傾向にありましたが、平成20年に5年ぶりに増加に転じました。平成23年は927人となり、前年に比べて199人減少しました。

刑法犯少年を年齢層別に分け過去10年間の推移をみると、14歳～17歳の少年が約60%～70%を占めています。

第7-2-3図 刑法犯少年の年齢別推移



(資料) 滋賀県警察本部少年課

4. 学職別刑法犯少年

平成23年中の刑法犯少年927人について、学職別に分けて年次別推移をみると、平成11年以降全体的に増加傾向となり、平成15年をピークにほぼ全ての学職で減少していましたが、平成23年は、小学生が増加しています。

第7-2-4表 学職別刑法犯少年の推移

区分	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
学生生徒	1,307	1,554	1,577	1,392	1,135	1,002	929	1,009	1,019	972	788
有職少年	129	115	125	177	110	125	90	99	87	75	66
無職少年	183	206	211	188	128	116	112	91	112	79	73
合計	1,619	1,875	1,913	1,757	1,373	1,243	1,131	1,199	1,218	1,126	927

(資料) 滋賀県警察本部少年課

5. 男女別刑法犯少年

平成23年中の犯罪少年675人について、男女別をみると男567人（84.0%）、女子108人（16.0%）となっています。全国の男女別比率は、男子80.8%、女子19.2%です。

第7-2-5表 男女別刑法犯少年の推移

区分		年次別	単位（人・%）										
			13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
合		計	1,412	1,558	1,584	1,398	1,101	980	895	903	956	865	675
犯罪少年	男	子	971	1,047	1,103	1,008	825	726	642	712	710	676	567
	女	子	441	511	481	390	276	254	253	191	246	189	108
	女子の占める割合			31.2	32.8	30.4	27.9	25.1	25.9	28.3	21.2	25.7	21.8
全国の女子の占める割合			23.8	24.4	24.1	24.5	24.0	23.1	23.5	22.0	20.5	20.0	19.2

区分		年次別	単位（人・%）										
			13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
合		計	207	317	331	359	272	263	236	296	262	261	252
触法少年	男	子	160	193	234	247	203	211	181	239	196	187	191
	女	子	47	124	97	112	69	52	55	57	66	74	61
	女子の占める割合			22.7	39.1	29.3	31.2	25.4	19.8	23.3	19.3	25.2	28.4

（資料）滋賀県警察本部少年課

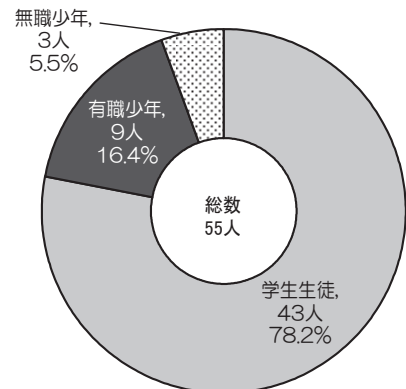
第3節 特別法犯少年

1. 特別法犯少年の状況

平成23年中に検挙・補導した特別法犯少年55人について法令別にみると、「軽犯罪法違反」が最も多くなっています。

また、学職別にみると、学生生徒78.2%、有職少年16.4%、無職少年5.5%の順になっています。

第7-3-1図 学職別特別法犯少年の割合



(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-2表 法令別特別法犯少年の補導状況

法令	年次別	単位(人)					
		18年	19年	20年	21年	22年	23年
軽犯罪法		2 (1)	18 (4)	2 (1)	4 (3)	9 (5)	7 (17)
銃砲刀剣類所持等取締法		3 (1)	2	2 (1)	1	3 (2)	2
覚せい剤取締法		1	3	3	4		1
毒物及び劇物取締法		9	9	4	2		1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		4	8	3 (1)	3	2 (0)	2
県青少年の健全育成に関する法律			0	2			2
その他		18 (3)	12 (1)	10 (7)	10 (1)	23 (2)	20 (3)
合計		37 (5)	52 (5)	26 (10)	24 (4)	37 (9)	35 (20)

(備考) 交通関係法令を除く。()は触法で内数。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. シンナー等乱用少年

シンナーや接着剤の乱用により検挙・補導した少年は1人で、前年比では1人の増加となりました。

第7-3-3表 シンナー・接着剤等乱用少年の年次推移

学職別	年次別	単位(人)										
		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
総数		56	51	54	41	18	9	9	4	2	0	1
学生・生徒	中学生	1	9	4	4	2	0	0	0	0	0	0
	高校生	12	7	9	5	2	2	0	1	0	0	0
	その他	5	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0
	小計	18	18	16	9	5	2	0	1	0	0	0
有職少年		17	9	15	12	1	5	3	2	2	0	0
無職少年		21	24	23	20	12	2	6	1	0	0	1

(注) 不良行為としての補導を含む。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-3-4図 シンナー・接着剤等の乱用動機および入手先

区分		単位（人）										
		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
年次	総数	9	5	11	3	5	1	3	3	4	0	0
	学生生徒	1	0	4	1	0	0	1	0	1	0	1
	有職少年	4	1	2	2	2	0	1	1	1	0	0
	無職少年	4	4	5	0	3	1	1	2	2	0	0

（資料）滋賀県警察本部少年課

3. 覚せい剤乱用少年

特別法犯少年のうち覚せい剤取締法で検挙・補導した少年は1人で、前年比では1人の増加となりました。

第7-3-5表 少年の覚せい剤事犯の補導状況

区分		単位（人）										
		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
年次	総数	9	5	11	3	5	1	3	3	4	0	0
	学生生徒	1	0	4	1	0	0	1	0	1	0	1
	有職少年	4	1	2	2	2	0	1	1	1	0	0
	無職少年	4	4	5	0	3	1	1	2	2	0	0

（資料）滋賀県警察本部少年課

第4節 不良行為少年

平成23年中に補導した不良行為少年は、5,864人で前年より1,293人減少しました。その内容を見ると、深夜はいかいが3,201人（54.8%）、次いで喫煙2,236人（38.2%）となっています。

学職別に年次別推移をみると、いずれの学職も減少傾向にありますが、平成23年は小学生と有職少年が増加しました。

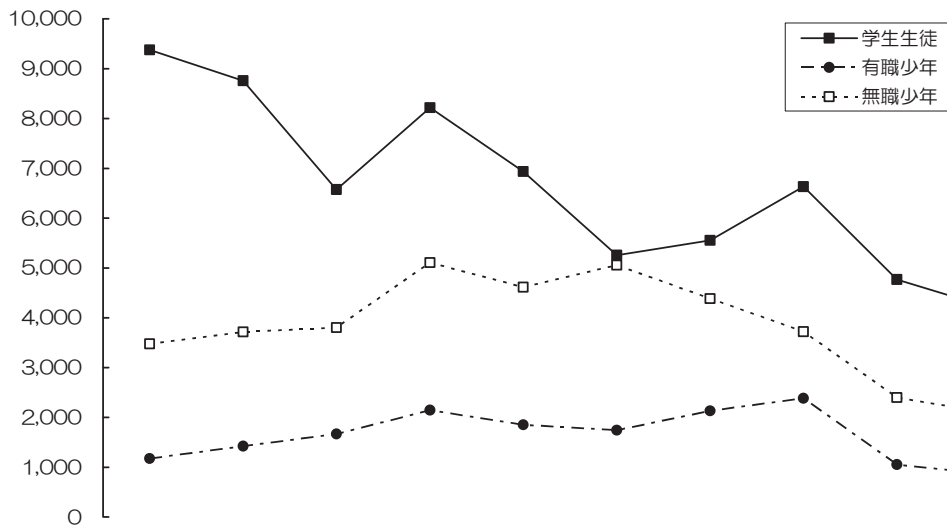
第7-4-1表 不良行為少年の主な補導状況

単位(人)

行為別	年次	18年	19年	20年	21年	22年	23年
喫煙		4,937	5,751	5,728	3,671	3,227	2,236
深夜はいかい		6,530	5,671	6,220	4,022	3,382	3,201
暴走行為		58	68	39	19	24	40
不良交友		3	7	6	1	1	5
怠学		266	363	460	309	335	205
飲酒		108	87	101	86	38	30
家出		71	65	85	52	54	62
不健全娯楽		5	10	6	4	8	7
無断外泊		14	22	21	5	12	3
その他		61	23	69	47	58	57
合計		12,053	12,067	12,735	8,216	7,139	5,846

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第7-4-2図 不良行為少年の年次別推移



学職別	年次別	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
学生生徒	小学生	49	83	58	47	29	29	18	41	29	22	36
	中学生	2,530	2,313	1,819	2,769	2,355	1,447	1,940	2,916	2,046	1,979	1,416
	高校生	6,005	5,661	4,169	4,675	4,034	3,512	3,404	3,501	2,574	2,057	1,933
	その他学生	793	702	528	724	516	265	189	175	117	139	130
学生生徒	9,377	8,759	6,574	8,215	6,934	5,253	5,551	6,633	4,766	4,197	3,515	
有職少年	1,175	1,423	1,668	2,144	1,850	1,744	2,133	2,384	1,053	856	880	
無職少年	3,475	3,716	3,803	5,104	4,615	5,056	4,383	3,718	2,397	2,086	1,451	
合計	14,027	13,899	12,045	15,463	13,399	12,053	12,067	12,735	8,216	7,139	5,846	

(備考) 無職少年には未就学児を含む。

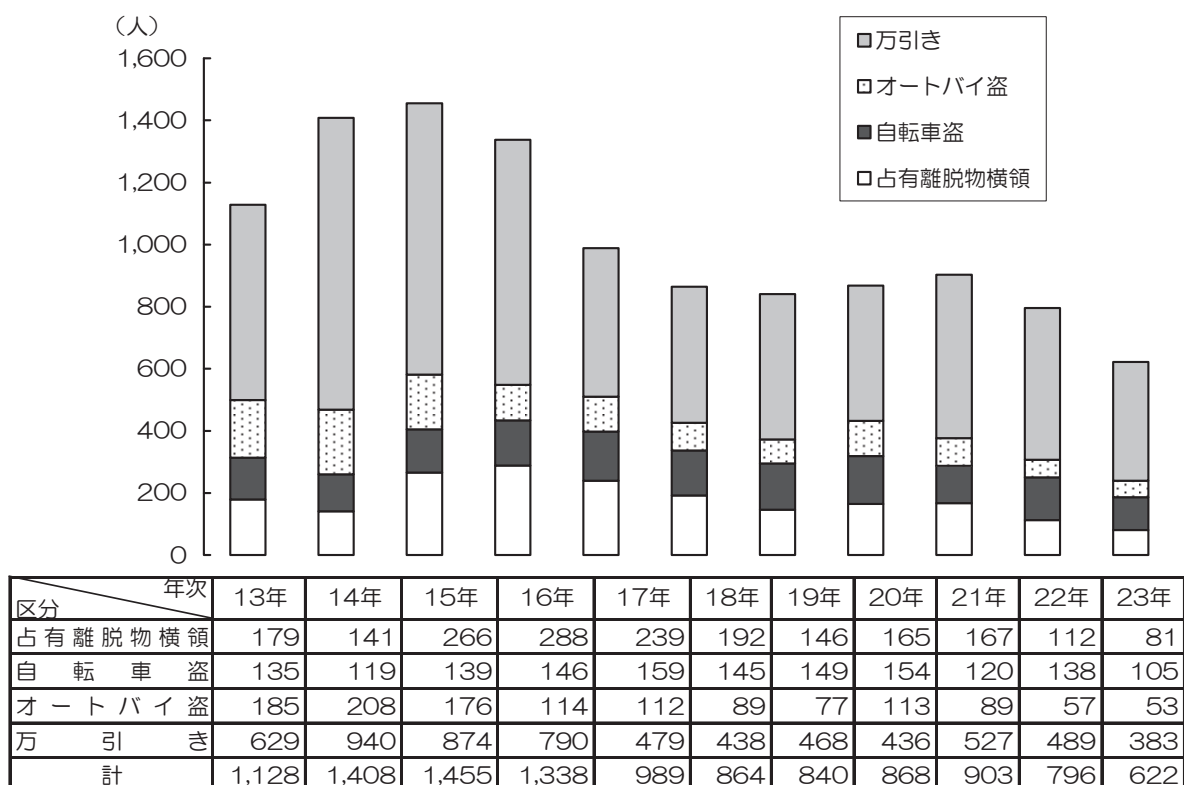
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第5節 初発型非行

1. 初発型非行の現状

平成23年中に刑法の罪で、927人の少年が検挙・補導されていますが、中でも万引き、オートバイ盗、自転車盗などの、いわゆる初発型非行で検挙・補導された少年は622人で依然として多く、万引きが61.6%、自転車盗が16.9%、占有離脱物横領13.0%、オートバイ盗8.5%となっています。また刑法犯に占める初発型非行の割合も67.1%と極めて高くなっています。

第7-5-1図 初発型非行少年の推移



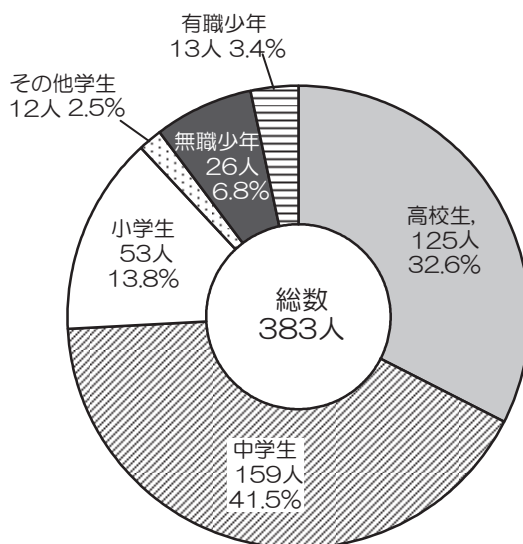
(備考) 人数は刑法犯少年として検挙・補導されたもの。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 万引き少年

初発型非行の中で最も多い万引きについてみると、全体の89.8%が学生・生徒・児童で、その率は依然として高く、中でも中学生が41.5%、高校生が32.6%を占めています。

第7-5-2図 万引き少年の学職別状況



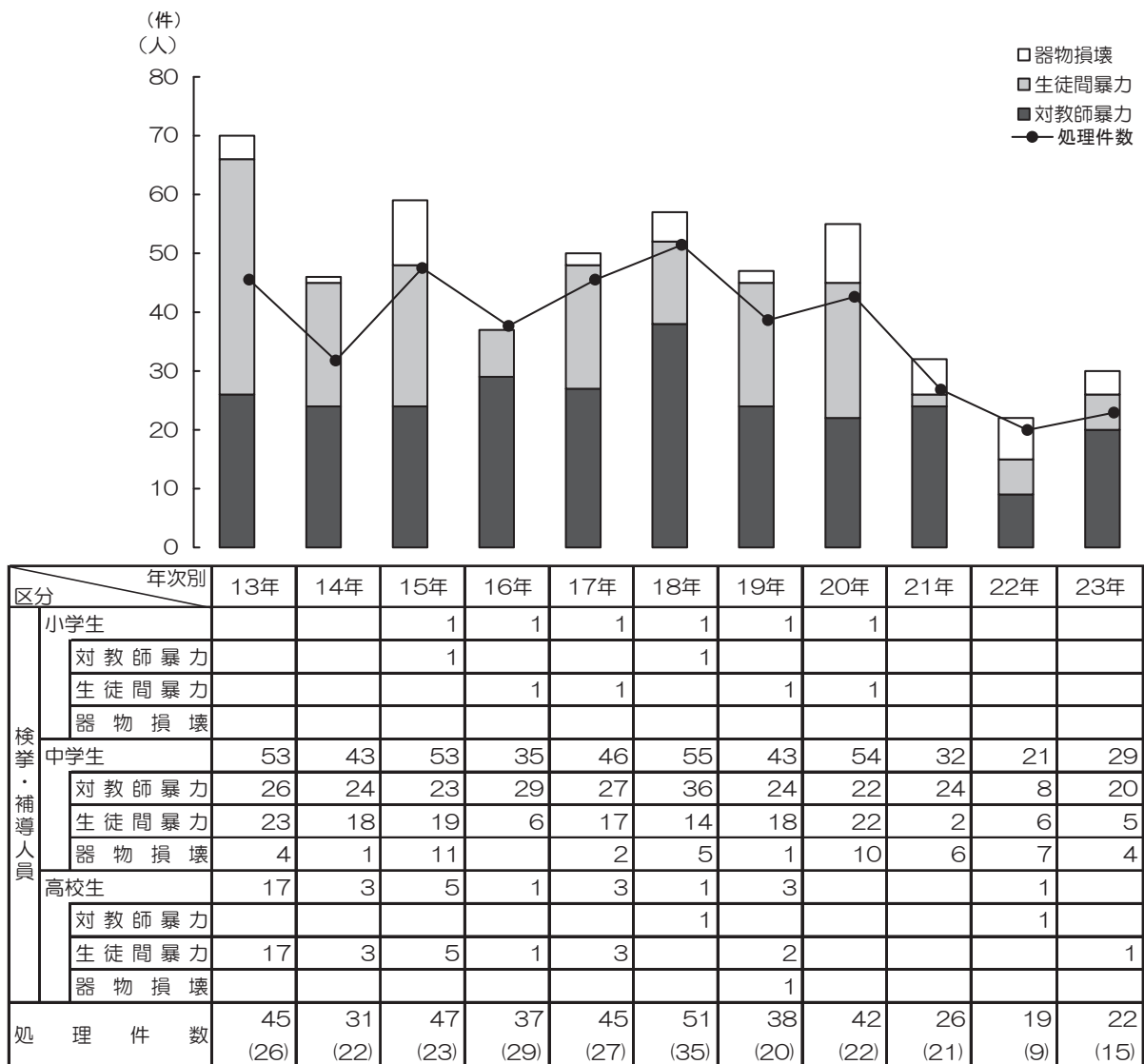
(資料) 滋賀県警察本部少年課

第6節 校内暴力

平成23年中に校内暴力によって検挙・補導された学生・生徒は30人で、前年より8人増加しました。

また、教師に対する暴力については、20人（前年9人）が検挙・補導されました。

第7-6-1図 校内暴力の検挙・補導人員



（備考）（ ）内は対教師暴力事件で内数

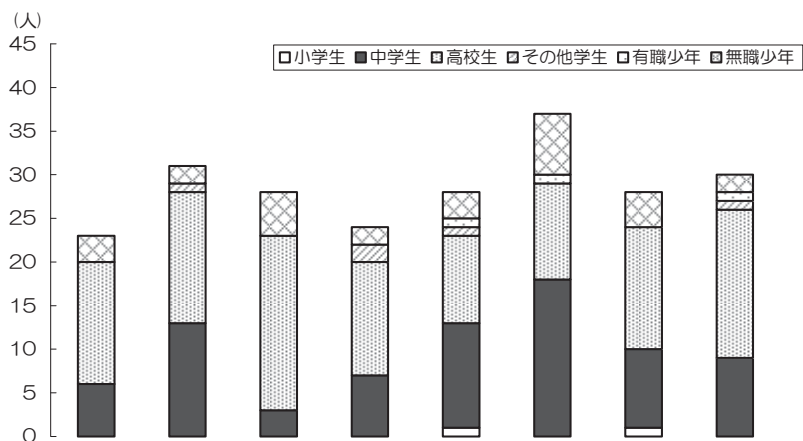
（資料）滋賀県警察本部少年課

第7節 性非行

1. 性の逸脱行為の学職別推移

性の逸脱行為があった少年は39人で前年より11人増加しており、学職別でみると中学生18人、無職少年が10人、高校生が9人、有職少年が1人、その他の学生が1人でした。

第7-7-1図 性の逸脱で補導した少年の学職別推移



学職別		年次別										
		13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
学生・生徒	小学生					1		1		1		
	中学生	6	13	3	7	12	18	9	9	12	9	18
	高校生	14	15	20	13	10	11	14	17	11	18	9
	その他		1		2	1			1			1
有職少年						1	1		1			1
無職少年		3	2	5	2	3	7	4	2		1	10
合計		23	31	28	24	28	37	28	30	24	28	39

(資料) 滋賀県警察本部少年課

2. 性の逸脱のきっかけ

少年の性の逸脱のきっかけとなった行動は、これまで主流であった出会い系サイトの利用が減少しました。

第7-7-2表 性の逸脱の手段の推移

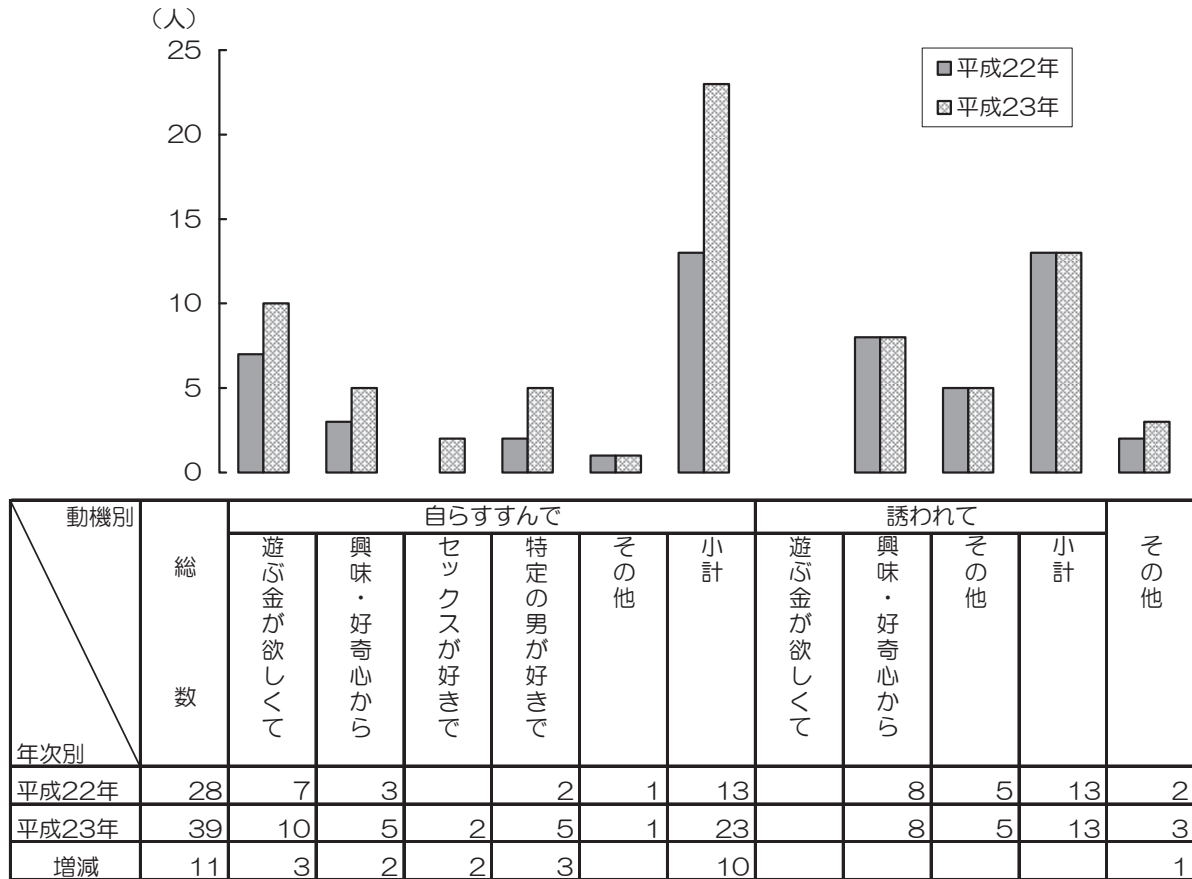
区分		年次別							
		17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
性の逸脱行為をした少年		28	37	28	30	24	28	39	
出会い系サイト		13	12	20	13	5	4	2	
テレクラ・ツーショット		2	11	3	3		3		
ナンパ		2	3	1				7	
友達・恋人		4	2		4	2	4		
知り合い		2	5	2	2		4	4	
紹介		4	4	1	2	5	1	9	
その他		1		1	6	12	12	17	

(資料) 滋賀県警察本部少年課

3. 性の逸脱行為の動機別状況

性の逸脱行為で補導した少年の動機については、第7-7-3図のとおりとなっています。

第7-7-3図 性の逸脱行為の動機別状況



(注) ここでいう性の逸脱行為で補導した少年とは、

- 売春防止法第2条の「売春」をした少年、又は「売春」の相手方となった少年
- 児童福祉法第34条第1項第6号の「児童に淫行をさせる行為」により淫行した児童
- 児童買春・児童ポルノ法第2条の「児童買春」をした少年、又は「児童買春」の相手方となった児童
- 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項、3項、5項の「児童ポルノの製造」により児童ポルノに描写された児童
- 滋賀県青少年健全育成条例の「いん行またはわいせつな行為」をした少年、又は相手方となった少年
- 刑法第182条の「淫行勧誘罪」により姦淫した女子少年
- 健全育成上支障のある性的行為をしていた少年をいう。

(資料) 滋賀県警察本部少年課

第8節 暴走族

近年の暴走族は、これまでの対策に加え、少子化や若者の遊び方、考え方の多様化等様々な要因が相まって、グループ数、構成員数及び走行回数がともに減少し、その結果、従来の大規模暴走はなくなり、バイク数台による挑発的なゲリラ暴走の傾向が強くなってきています。

その一方で、「旧車會（暴走族風に改造した旧型バイクを運転するグループ）」と称する暴走族OB等を中心とした集団が組織され、休日等を中心に他府県の旧車會と合流して、大規模な集団走行を行うなどしています。

また、全国的にも、グループ数・構成員数・走行回数は減少していますが、暴走族による刑法犯罪は、バイクで走行中の一般人に対する強盗致傷事件、交友関係がある少年に対する傷害事件、捜査車両に対する集団器物損壊事件等が発生しています。

1. グループ・人員構成

暴走族グループは、昭和54年の20グループを最高に、減少傾向をたどっていますが、昭和63年ごろからグループの再編の兆候が顕著となっています。平成23年末現在2グループ、人員は122人を確認しており、暴走族グループと行動を共にするなどの旧車會やグループ未加入者を加えると人員は257人となっています。

第7-8-1表 暴走族容疑者の年次別推移

年別	区分	暴走族容疑者
11年		553人
12年		537人
13年		601人
14年		503人
15年		478人
16年		423人
17年		435人
18年		372人
19年		317人
20年		325人
21年		352人
22年		315人
23年		257人

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

2. 年齢別、学職別構成

把握した257人については、少年が44.7%を占めています。

年齢別では、19歳が13.6%と多く、次いで17歳の12.8%となっています。

また、学職別では、無職者が27.2%と最も多くなっています。

第7-8-2表 暴走族の年齢別構成

年次	年齢別							単位(人)	
	少年	15歳以下	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳以上	合計	
平成11	385	20	56	105	104	100	168	553	
12	392	7	30	96	141	118	145	537	
13	460	39	76	123	123	99	141	601	
14	397	19	37	110	144	87	106	503	
15	347	18	38	76	118	97	131	478	
16	296	12	24	70	86	104	127	423	
17	247	14	17	52	83	81	188	435	
18	246	12	39	63	71	61	126	372	
19	202	11	30	43	58	60	115	317	
20	202	3	24	51	64	60	123	325	
21	172	2	12	36	68	54	180	352	
22	142	3	6	15	46	72	173	315	
23	115	3	16	33	28	35	142	257	

(資料)滋賀県警察本部交通指導課

第7-8-3表 暴走族の学職別構成

単位（人）

年次	学職別						店員	自動車 関係工員	その他	計
	無職	工員	会社員	学生	高校生	その他				
平成11	278	152	9	76	53	23	9	4	25	553
12	249	145	6	74	57	17	14	9	40	537
13	284	137	3	134	82	52	13	5	25	601
14	216	93	5	121	77	44	2	6	60	503
15	223	100	6	58	37	21	28	6	57	478
16	176	65	10	69	47	22	9	4	90	423
17	185	80	15	35	14	21	13	8	99	435
18	160	49	10	48	34	14	7	14	84	372
19	104	63	14	38	28	10	6	1	91	317
20	89	60	17	39	34	5	8	9	103	325
21	120	35	20	25	19	6	24	16	112	352
22	120	21	10	24	20	4	5	19	116	315
23	72	31	26	28	12	16	11	15	74	257

（資料）滋賀県警察本部交通指導課

3. 暴走行為の現状

暴走行為は前年と比較すると、暴走回数、参加人員、参加台数はともに減少していますが、その一方、原付バイク数台での散発的なグリラ暴走の傾向が増加していることが窺えます。

第7-8-4表 暴走事案の発生状況

単位（人）

年次	区分	暴走回数（回）	暴走人数（人）	参加車両（台）		
				二輪（台）	四輪（台）	
平成11		137	2,017	1,076	899	177
12		116	1,741	955	868	87
13		139	1,188	783	760	23
14		190	2,619	1,403	1,192	211
15		151	1,612	870	850	20
16		80	939	526	429	97
17		123	1,382	700	636	64
18		124	982	502	474	28
19		87	909	483	470	13
20		110	786	467	465	2
21		136	890	683	454	229
22		131	587	402	401	1
23		89	354	277	267	10

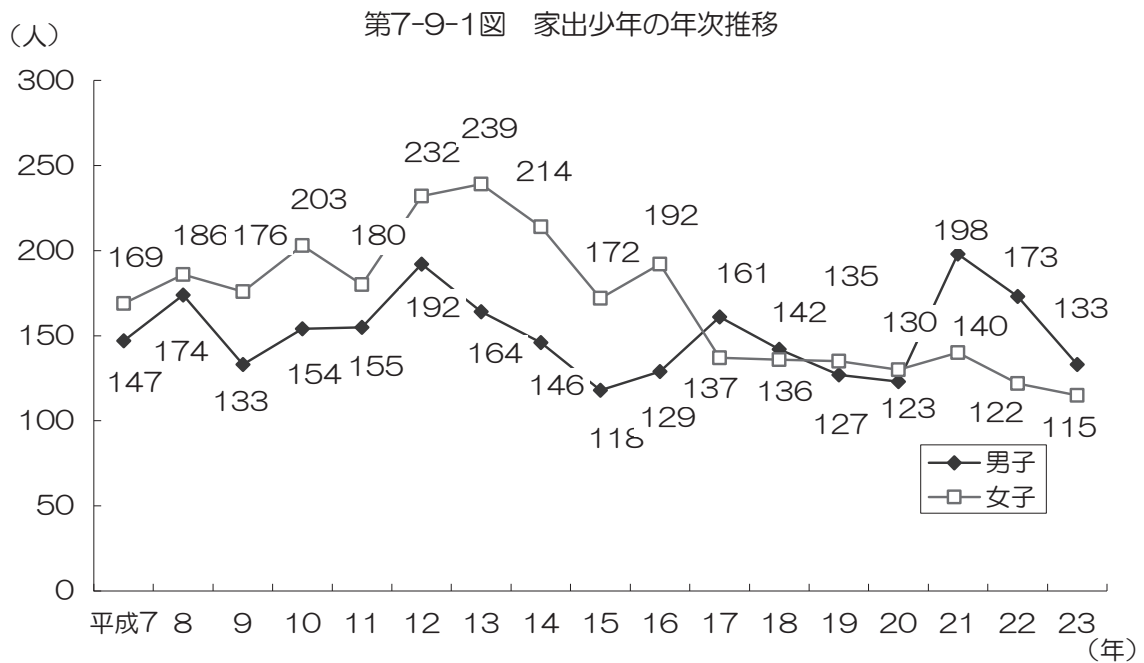
（資料）滋賀県警察本部交通指導課

第9節 家出少年

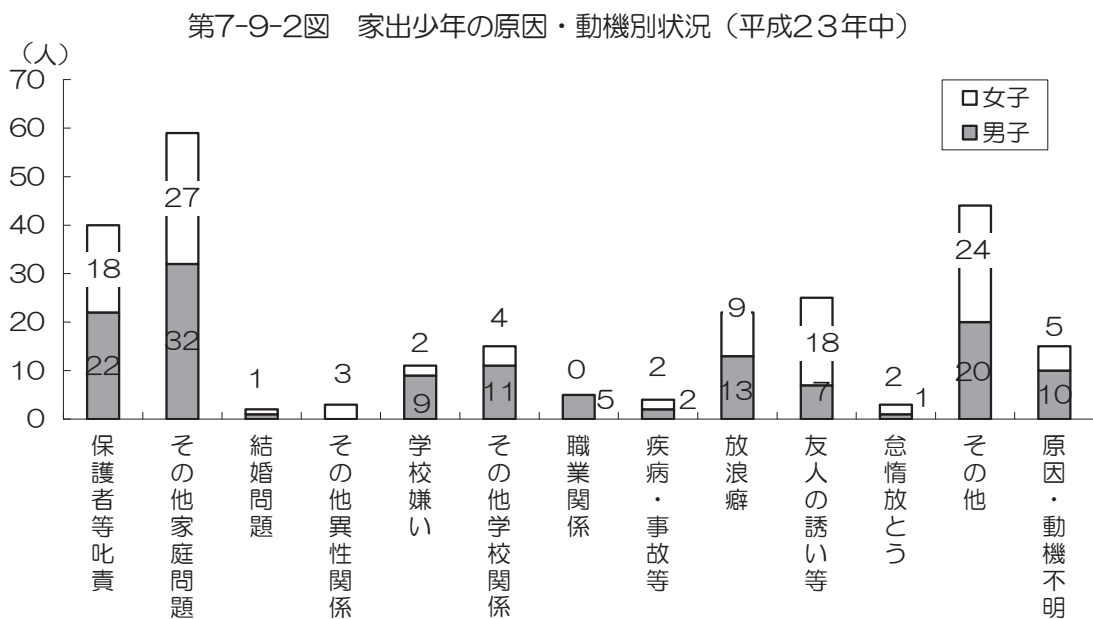
平成23年中に警察へ搜索願出のあった家出少年は248人で、前年に比べて47人減少しました。これを男女別にみると、女子の家出の数は過去最低の人数となり、男子の家出の数は平成21年から減少傾向となっています。

家出少年を学職別にみると、小・中学生が118人と最も多く、全体の47.6%を占め、次いで高校生が67人となっています。

家出の原因・動機は「その他家庭問題」が59人と最も多く、次いで「その他」が44人となっています。



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課



(資料) 滋賀県警察本部生活安全企画課

第10節 いじめ

平成23年度にいじめを認知した公立学校の数、小学校64校、中学校38校、高等学校16校の合計118校でした。認知件数は小学校106件、中学校69件、高等学校32件の合計207件で、平成22年度と比べて小学校で増減なし、中学校で6件増加、高等学校で2件減少しました。

平成23年秋、大津市において中学2年生の生徒が自殺するという痛ましい事件が起きました。このことから、いじめは命に関わる重大な事案であるということを全教員が再認識することが必要であり、あらためて、いじめ問題の対応について再点検を行いました。また、いじめの疑いについても報告を求め、早期発見、早期対応に努めています。

今後も、いじめとして把握している事象が氷山の一角であるかもしれないという認識に立って、未然防止、早期発見に向けての取組を進めていきます。

第7-10-1表 小学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	児童1,000人あたり認知件数
平成19年度	90	190	38.3	2.22	8,778	48,526	39.2	6.92
平成20年度	77	137	32.9	1.59	7,356	40,545	33.1	5.79
平成21年度	56	96	24.0	1.11	6,972	34,494	31.7	4.97
平成22年度	62	106	26.5	1.23	7,732	36,520	35.7	5.32
平成23年度	64	106	27.5	1.24	6,846	32,705	31.9	4.84

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-2表 中学校（公立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成19年度	62	150	61.4	3.70	6,640	42,122	65.3	12.66
平成20年度	39	75	38.6	1.86	5,887	35,757	58.1	10.83
平成21年度	37	67	36.6	1.66	5,571	31,162	55.3	9.42
平成22年度	34	63	33.7	1.56	5,719	32,368	57.2	9.88
平成23年度	38	69	37.6	1.68	5,386	29,636	54.2	9.01

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課

第7-10-3表 高等学校（県立）におけるいじめの認知状況

	滋 賀 県				全 国			
	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数	認知校数	認知件数	認知学校数の割合 (%)	生徒1,000人あたり認知件数
平成19年度	22	56	44.9	1.74	2,076	6,418	52.0	2.69
平成20年度	14	41	26.9	1.29	1,771	5,043	39.8	2.14
平成21年度	17	30	32.7	0.96	1,610	4,307	36.7	1.84
平成22年度	17	34	32.7	1.08	1,822	5,474	42.5	2.32
平成23年度	16	32	30.8	1.02	1,664	4,648	39.3	1.99

(資料) 滋賀県教育委員会事務局学校教育課